

事故防止及び事故発生時の対応マニュアル

特定非営利活動法人 おきえらぶ子どもリハビリサポートセンター
児童発達支援 ぽてと
放課後等デイサービス ぽてと

目 次

～事故防止・事故対応に関する項目～

第1章 事故を未然に防ぐ為に日々点検すべき事項

第2章 送迎中に想定される事故

第3章 事業所内で想定される事故

第4章 外出中に想定される事故

第5章 事故発生時の対応

第1章 事故を未然に防ぐ為に点検すべき項目

1-1 送迎車両に関する点検

- ・エンジンオイル残量・汚れ（5,000Km 程度で交換。到達時は、管理者に報告する事。）
- ・清掃状況（常にきれいにされているか）
- ・エンジンのかかり具合
- ・燃料（ガソリン・軽油）の残量
- ・アクセルペダル（スムーズに発進・加速しているか・異音はないか）
- ・ブレーキペダル（踏みしろ・効き具合・異音がないか）

1-2 運転手の健康状態の確認

- ・熱はないか（風邪気味等）
- ・疲れを感じていないか
- ・前日遅くまで飲酒をしていないか
- ・気分は悪くないか
- ・腹痛や下痢などしていないか（前日も含む）
- ・眠気を感じないか（前日よく眠れているか）
- ・ケガ等で痛みを感じ我慢していないか
- ・乗務に悪影響を及ぼす薬を服用していないか
- ・乗務に悪影響を及ぼすような悩み事はないか
- ・その他健康状態に関し何か気になる事はないか

※それ以外に、高血圧症・心血管性疾患・糖尿病・その他の疾患等がある場合はその項目については、適宜追加して下さい。

【健康状態確認表】

項目	良	不	備考
熱はないか（風邪気味等）			
疲れを感じていないか			
前日遅くまで飲酒をしていないか			
気分は悪くないか			
腹痛や下痢などしていないか（前日含む）			
眠気を感じないか（前日よく眠れているか）			
ケガ等で痛みを感じ我慢していないか			
乗務に悪影響を及ぼす薬を服用していないか			
乗務に悪影響を及ぼすような悩み事はないか			
その他健康状態に関し何か気になる事はないか			

1－3 事業所内及び設備に関する点検

★施設内は日々児童が安心・安全に過ごしてもらう場所です。予想外の事故やケガを未然に防ぐためにも、日々設備・備品等の破損や不具合を確認し、不備があれば速やかに対応する。

①入口

- ・ 出入り口に不具合はないか（ゴミの散乱や扉の開閉状態等）
- ・ 出入りに支障となる障害物は置いていないか
- ・ 鍵の施錠状態に不具合はないか（児童が安易に開錠できるようになっていないか）

②室内

- ・ 柱や壁に不具合はないか（特に角ばった柱の養生や壁の穴の補修）
- ・ 窓の鍵やガラスのひび割れ等の不具合はないか
- ・ 各部屋のドアの開閉、鍵、ノブに不具合はないか
- ・ コンセントの差し込み口に保護はされているか（異物は混入していないか）
- ・ 机や椅子に不具合はないか（がたつき・ネジの緩み等）
- ・ 玩具や文房具類に不具合はないか（破損・故障等）
- ・ 照明器具に不具合はないか（蛍光灯の飛散防止カバー・照明器具のがたつき）
- ・ 床に鋭利な物が落ちていないか
（ハサミ・画鋏・ホッチキスの芯・鉛筆の芯・破損した玩具の欠片）
- ・ 壁の掲示物や飾りが落ちてこないか
- ・ 児童の手の届く場所に、鋭利となる物が放置されていないか（ハサミ・刃物等）
- ・ 木材の棚や壁・柱等にささくれ等はないか
- ・ 消防設備（消火器等）が安易に触れないように注意しているか

③キッチンや調理場等の点検

- ・ 包丁等鋭利な刃物が安易に触れないようにしているか
- ・ 食器棚の食器が安易に取り出せるようになっていないか
- ・ ガスコンロやカセットコンロ等、安易に着火出来ないようにしているか
- ・ 冷蔵庫の扉が安易に開閉出来ないようにしているか
- ・ 食材を安易に放置していないか
- ・ 洗剤類が安易に触れない場所に保管されているか（誤飲防止）

④手洗い場所やトイレの点検

- ・ 排水状況は良いか（流れは良いか・汚物等を流してはいないか）
- ・ 便器等は綺麗に清掃され、破損部分・不具合はないか
- ・ 便座に不具合はないか
- ・ 周辺に危険となる物を放置してはいないか
- ・ 芳香剤や清掃用洗剤・生理用品等、児童の手の届くところに置いていないか
- ・ 手洗い後のタオルは、使いまわしになっていないか（ペーパータオルの設置）

- ・扉は内側から施錠しても外から開錠できるようになっているか

⑤グラウンド

- ・三輪車やストライダー・一輪車などの屋外遊具に不具合はないか
- ・倉庫は施錠されているか
- ・駐車場へ出る出入口は施錠されているか
- ・駐車場坂でストライダー等を使用する際は、安全コーンを設置しているか

1－4 衛生面に関する点検

①常備しておきたい物

- ・消毒液：エタノール含有量76.7～81.1V/V%の物を使用する。

②塩素系漂白剤消毒液及び嘔吐物処理キット

- ・感染性胃腸炎の嘔吐物処理に使用する。

③マスク（花粉・感染症対応）

- ・花粉症・インフルエンザに対応する物を用意する。（布のマスクは効果薄です）

④ペーパータオル

- ・トイレや手洗い用のタオルは使いまわしの布タオルでは感染率が高い。

⑤その他軽度なケガの応急処置の医療具

- ・すり傷・切り傷等軽度なケガの対応に最低限度は用意する。

⑥水遊びによる皮膚感染（対象となる事業所）

- ・夏場の水遊び（プール）等実施する場合は、皮膚感染に注意する。

※特に冬場は、子供達が良く触る物（玩具・ドアノブ他）の消毒もこまめに行う。

～備考～ ヒヤリハット、苦情・相談記録の整備

- ①サービス提供時間中及び支援時間外を通じ、職員が「ヒヤッとした」「ハッとした」事等を、「ヒヤリハットその他」に書き残し、職員に周知し注意を促す事。

（児童が〇〇していて・職員の言動で・送迎車中で・設備や遊具で・調理実習中に・・・等）

- ②児童本人・保護者からの苦情や相談等があり、特に職員に周知しておかなければならない場合は、その内容や大小に関わらず、「苦情・相談記録」に書き残し、職員に周知する事。

（送迎時等での保護者との立話でも、周知すべき事は書き残す。「私の事業所では苦情がありません！ではなく、苦情と捉えなければならない細かな事を書き残す）

2 章 送迎中に想定される事故

◎安全な送迎を行う為に運転手のマナー向上、車内事故防止することを心掛ける。

1. 運行前の注意事項

- ・車両運行前点検（運行前点検の実施）
- ・運転手の健康状態確認（健康状態確認実施）
- ・ドライブレコーダーや速度感知器の始動の確認

2. 園・学校入校時及び園・学校近隣待機中の注意事項

★校内乗り入れは学校側の配慮があると言う事を自覚し、各学校のルール・指示には必ず従う

★指定事業を行っている事を自覚する事

- ・学校周辺の走行及び校内乗入れの際は、最徐行を厳守する事
- ・学校周辺で駐車（待機）する際は、近隣住民の迷惑にならないよう配慮して駐車する（学校側へ待機場所の指示を仰ぎ、正門前に駐停車しない）
- ・駐車の際は基本エンジンを停止、学校及び近隣の迷惑にならぬよう環境、騒音に配慮する（他児童が乗車しており、エアコンを必要とする場合を除く）
- ・バックでの走行は周辺確認を行い、人身事故、接触、衝突事故を起こさないよう注意する
- ・駐車の際は車間に注意する。
- ・児童は思わぬ動きをする事を自覚し、出発の際は他の児童の動きに注意する
- ・他の児童乗車の妨げにならぬよう、出発の際にはウィンカーを使用し出発の合図を行う
- ・車両間からの飛び出し、車両を追いかける児童に注意し、周辺確認・歩行者優先を厳守する

3. 児童乗降時の注意事項

- ・可能な場合は、児童の担任からその日の様子を確認する（体調、心理的不安要素等）
- ・児童間での座席の取り合い（喧嘩防止）
- ・児童を乗車させる際は一人ずつ乗車させ、全てのドアを開けたままにしない事（転落防止、ドアを開けるのは極力1カ所だけにする）
- ・児童が乗車した際、シートベルトを装着する事
- ・箱型車両（ミニバン）乗降時の段差踏み外し（踏み外しによるケガ防止）特に雨天時は注意
- ・移乗が必要な児童のドア枠での頭部打撲、着席時の手の位置及び腰掛の深さの確認
- ・児童のパニック（突然の走り出し、車両からの飛び出し及び乗降車拒否に伴う事故防止）
- ・児童によるドアの開閉はしない、させない（指づめ、巻き込み、先に乗車している児童の転落防止）
- ・車内を児童だけで放置しない（児童による運転操作、飛び出し及びトラブル発生の危険性認識）
- ・学校周辺及び自宅周辺の交通量及び道幅に伴う事故防止（他の車両による事故の危険性）
- ・可能な限り、助手席には乗車させない（運転操作妨害の危険性）

4. 走行中の注意事項

- ・法定速度及び交通法規の厳守（事故を起こせば被害者は児童となる）
- ・急発進、急ブレーキ、急ハンドル禁止（転倒、転落事故に繋がる）
- ・運転手の携帯電話操作及び通話の禁止（交通違反）
- ・運転の妨げを起こす児童への対応
（助手席からシフトレバー等を触る、後部座席から悪戯をする児童への対処策の検討）
- ・児童による走行中のドアや窓の開閉操作をしないよう、ロック操作を行う
（ドアロック、チャイルドロック、ウインドウロック等）
- ・児童間の喧嘩・他害及び発病（発作）・パニック発生時の対応を検討しておくこと

5. 移動中の注意事項

- ・走行中に発病（発作）及びパニック等が発生した場合は、速やかに安全な場所に停車し児童の状態を確認（記録）する。
（救急搬送が必要な場合は状況報告を事業所に行い、事業所は即座に必要な応じた対応を行う）
- ・万が一車両事故が発生した場合、児童の状態及び相手方の状態を確認し、必要な場合は速やかに救命措置及び救急通報を行う事（救急通報、警察通報、事業所通報）
（事業所が即座に必要な応じた対応を行い、家庭及び関係機関への報告を行う）
- ・児童が事故に伴う不安感を増すような言動は慎み、冷静に出来る策を講じる事
- ・事故に伴う対応、対処が完了し、必要な場合は行政への報告を行う事
（速やかに事故報告書を提出する事）

事故発生時の対応	児童急変時（変調時）の対応
①可能であれば安全な場所に車を移動 ②添乗員は児童の状態を把握 ③運転手は相手方の状態を把握 ④119番及び110番通報 ⑤救命措置が必要な場合は即座に行く ⑥事業所へ状況報告 ⑦事業所は必要な措置を講じる ⑧家庭及び関係機関への連絡 ※人手が必要な場合は歩行者へ依頼する等の措置を講じる	①安全な場所に車両を停車させる ②児童の状態を把握 ③必要に応じ救急搬送 ④事業所へ報告 ⑤事業所は必要な措置を講じる ⑥家庭及び関係機関へ報告 ※直ちに回復した場合はこの限りではないが、これにより送迎に遅れる場合は、必要な措置を講じる

第3章 事業所内で想定される事故

1. 送迎車を降車する際（事業所到着時）

- ・ドアを開ける際の指づめ・巻き込み
- ・転倒・転落（ドアを開けた時の転落、降車時の段差の踏み外しによる転倒）
- ・飛び出し（逃走）
- ・降車拒否（フラッシュバック・パニック等による）

2. 事業所に入る際

- ・つまずきによる転倒（段差のつまずき・玄関マットで滑る等）
- ・複数人が一斉に入ろうとして、押し合いになり転倒
- ・玄関扉での指づめ・扉に挟まる

3. 活動時間（自由遊び・創作活動等）

- ・走っていて、他児童・柱等と接触・衝突、座卓や椅子・遊具等でつまずき転倒
- ・玩具の散乱による、踏みつけ・破損によるケガ
- ・玩具等の取り合いによる喧嘩・他害・自傷
- ・物を（玩具・ボール等）他児童に向け投げる
- ・物を投げたため、ガラス、照明器具・掲示物等の落下・破損・散乱
- ・遊具・棚等からの飛び降り・転落
- ・棚などによじ登り棚が倒れる（転倒防止をする）
- ・窓から外へ物を投げる
- ・施錠不備による玄関からの飛び出し（必ず職員が施錠・開錠の声掛け、確認）
- ・衣服のサイズが合っていない事での転倒（裾の長いズボン等）
- ・階段・窓からの転落
- ・個室扉による指づめ
- ・児童が個室扉を内側から施錠し閉じ込められる（必ず外から開錠できる鍵にする）
- ・はさみ・カッターナイフ等刃物の使用中によるケガ
- ・のりを舐める・誤飲（リップのり等）
- ・小さな玩具や文房具等の誤飲
- ・コンセント差込口への異物挿入（感電の危険性）
- ・後方から不意に児童に飛びつかれた反動で、職員が共に転倒
- ・発作時の転倒等によるケガ

4. 学習・個別課題時間

- ・椅子の転倒によるケガ
- ・文房具を投げる（他児童や壁に向けて）

- ・鉛筆で他児童・自身を刺す（他害・自傷）
- ・「学校で嫌な事があった」「宿題の量」等の理由でパニックになり他害・自傷・奇声

5. おやつ・調理・食事提供

- ・おやつ配分等（他児童のお菓子を取る）による喧嘩・他害
- ・アレルギーによる症状（個別食物アレルギー調査実施・お菓子の材料に注意）
- ・てんかん発作時に伴う誤嚥
- ・大きさ・硬さ等による誤嚥
- ・お菓子の包装紙等の誤飲
- ・食器類の破損によるケガ
- ・包丁や刃物を使用する際のケガ
- ・調理器具による火傷（コンロ、ホットプレート、やかん）
- ・加熱後の食材による火傷（口腔内火傷）
- ・異物の飲み込み

6. その他

- ・異性児童への性的な接触・性的興奮による行為
（過度のボディータッチ・陰部露出・自慰行為）
- ・パニック、精神的な苛立ち等による自傷・他害・奇声
- ・てんかん発作等による転倒等
（床へ頭部を強打・座位時に机等に顔面打撲）
- ・下肢麻痺児童の立位訓練時の転倒・打撲
- ・介助者の不注意による車椅子の転倒
- ・火災、震災に伴うケガ

第4章 外出中に想定される事故

1. 人数の配置

- ・近所の公園や交通手段を使い遠方へ行く際に限らず、職員数は通常よりも多めに配置
（思わぬハプニングや事故等の対応を速やかに行うためにも、職員配置数は多めに）
- ・AED及び緊急時対応の連絡先一覧等を準備しておく。
（急変による対応方法や指定搬送病院（徳洲会病院）、保護者の緊急連絡先等の入った携帯電話）

2. 現地確認・準備物（遠方へ行く際は特に念入りに行う）

- ・身障用トイレはあるか、おむつ替えのベッドはあるか、食事の場所は確保できるか
- ・移動（交通）手段は何を使うか、現地の状況はどのようなになっているかの下見

- （行方不明になった時に危険な場所はないか 道路・川・池）
- ・班別に行動する場合の集合場所の確認（緊急時等含む）
- ・現地の状況により必要な備品の用意
- ・事故によるケガ等に対応できる病院が近くにあるか
- ・必要に応じプログラム表（現地地図）等を配布し、職員は事前に打ち合わせを行う
- ・可能であれば当日参加児童にも「しおり」を配布し、行先などを伝えておく（障害特性上、予め知らせておいた方がよい児童に対して）

3. 移動中（移動手段により検討）

3－1 徒歩での移動

- ・走行車両や他の歩行者・自転車等との接触がないよう職員の配置を行う（職員が車道側を歩く・列の先頭・中程・後尾に配置）
- ・信号（交差点）での事故
- ・第3者への他害や車両等の破損
- ・突然の走り出し（可能性のある児童には、予め職員を配置）
- ・段差等での、つまずき転倒
- ・車椅子の脱輪・転倒・ずり落ち（車椅子介助が不慣れな職員にはさせない）

3－2 送迎車両での移動

- ・運転手の不注意による事故（走行ルートの打ち合わせは綿密に）

3－3 交通機関（電車・バス）での移動

- ・駆け込み乗車による事故（時間には余裕をもって）
- ・ドアへの巻き込み・挟まれ
- ・乗車、降車拒否（暴れる・他害・氣勢・唾吐き・第三者への迷惑行為等）
- ・駅構内での事故（階段・ホーム等、突然の走り出しによる転倒・転落）
- ・車両が揺れた時の転倒（ブレーキをしていなかった事による車椅子の動きだし・転倒）
- ・乗車中の失禁・乗り物酔いによる嘔吐

4. 現地で起こりうる事故

- ・行方不明（行方不明になった時の対策・手順を検討しておく）
- ・発病、発作時の対応方法（安静を保てる場所の確保）
- ・店舗等での物品破損、破壊
- ・外出先で調理等を実施する場合に想定される事故（特に火傷・切り傷・食中毒）
- ・遊具からの転落（公園やテーマパーク等）
- ・海や川への転落

第5章 事故発生時の対応

1. 緊急時の対応

①緊急の場合の対応

- ・事故発見者は児童の状態を把握
- ・必要に応じて発見者が救急搬送を依頼する
- ・発見者が必要な処置を行う
- ・管理者もしくはリーダーが保護者に現状と救急搬送及び搬送について連絡する

②他の児童への対応

- ・救急搬送・処置の応援を依頼されていない職員で対応
- ・基本的に児童発達支援と放課後等デイサービスの児童はそれぞれの部屋に移動する

③その後の対応

- ・発見者及び管理者が救急搬送及び搬送に付き添う
- ・管理者は経過を該当する全ての職員に確認する
- ・保護者に対して、事実確認できたものについて報告する
- ・事実確認した経過を事故報告書に記載して大島支庁地域保健課へ書面で報告する
- ・知名町子育て支援課及び和泊町地域保健課に同様の書面で報告する（児童所在地の）

2. 緊急でない場合の対応

①緊急でない場合の対応

- ・事故発見者は児童の状態を把握
- ・必要に応じて発見者が他の職員へ応援を依頼する
- ・職員が必要な処置を行う

②他の児童への対応

- ・処置の応援を依頼されていない職員で対応

③その後の対応

- ・処置を行った場合は管理者へ報告する
- ・必要に応じて、連絡ノートへの記載や保護者への電話連絡を行う
- ・必要に応じて、園や学校・福祉施設へ報告する
- ・必要に応じて、該当職員で事実確認を行う

3. 再発防止に向けた取り組み

①職員の質の向上のため

- ・全職員で事実確認を行う
- ・要因分析と対応策を話し合う
- ・事故防止再発防止に向けた取り組みを行う

②事故の分析

- ・リスク管理責任者を選任する
- ・責任者を中心に事故の分析を行い、リスク軽減に向けた提言をもらう

附則

このマニュアルは令和2年2月10日に施行する